

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例が制定されました

新冠町では、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と、地域との共生を図るため、「新冠町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び地域との共生に関する条例」を制定しました。再生可能エネルギーを活用しながら、町民の安心・安全な生活環境や自然環境、景観を守り、地域と調和した設備の設置を図るためのルールとなっています。

主な内容

- 10kW以上の発電設備の設置が対象です

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギー発電設備の設置を対象とします。

※自家消費で建物の屋根等に設置する太陽光発電設備などは対象外です。

- 設置をする前に町との協議が必要です

設備を設置しようとする事業者は、事業計画を届け出る前に、町との事前協議が必要です。

- 事業者は、設置をする前に周辺住民の方々等への事前説明会の開催が必要です

事業者は、事業内容や生活環境、自然環境、景観への影響などについて、周辺関係者を対象に説明会を開催しなければなりません。

- 工事着手90日前までに届出が必要です

事業者は、工事着手の90日前までに事業計画を町へ届け出なければなりません。

- 設置後も適切な維持管理が必要です

災害の防止、生活環境への影響の軽減、景観への配慮、安全対策などが必要です。

また、設備を廃止した場合は、速やかに設備を撤去し、土地を原状回復することとしています。※必要に応じて町と協定書を締結することになります。

再生可能エネルギーを地域とともに。

この条例は、再生可能エネルギー発電設備の設置を一律に規制するものではありません。自然環境や景観、町民の生活環境を守りながら、再生可能エネルギーと地域との共生を図るための条例です。

不明な点は、下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

新冠町 企画課 まちづくりグループ 電話 0146-47-2498